



くれ

946号
2022年12月20日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

師走は業務が大忙し

年末時期の繁忙

11月1日に年賀状の販売が始まり、12月15日から、ポスト投函が始まった。

12月はお歳暮や年末商戦、クリスマスなどで郵便局は大忙しとなる。

その上、コロナやインフルエンザで欠員となれば、社員の負担は大きくなる。物量が増えれば、休憩時間の確保が難しくなる。年末で仕事の業務状況は把握できる為、休憩時間を確保できていない疑い



があれば会社は把握できず、人員を補充するなど、適正な業務管理を行う必要がある。

個人ノルマ廃止の年賀状

社員一人当たり数千枚以上と以前はノルマがあり、未達であれば上司から厳しい指導が行われていた。指導というのには建前で、パワハラと表現するのが正しいだろう。

その状況に耐えかねて、自爆営業に走り、金券ショップやネットで年賀販売が横行する事態が問題となった。

自社の独自製品で、社員同士が年賀販売を競い、時間外営業や立替が指摘されていたが、会社は長年放置してきた。

元日の労働時間

1月1日、年賀状を配達する。これまでの、呉局は社員

の勤務時間を6時間に制限し、年賀状の配達が終われば、帰宅を指示していた。期間雇用社員は1日8時間労働が雇用契約に記載されているが、以前の管理者は帰宅を指示し、2時間の時間休を取得させた。勤務時間の指定すらせず、年賀配達が終われば、業務終了という事もあった。

これらは、労働基準法に違反する可能性が高いと労働基準監督署で確認している。

当時の管理者は労働法違反であるとその場で伝えたにも関わらず、社員を帰宅させ、後日、期間雇用社員に時間休の提出を求めて、自分達の違反をもみ消した。

管理者の問題行動をみ消す為に、労働者の権利である時間休提出を求め、事も法令違反である。

管理者指示が絶対で、法律よりも優先される事は異常である。

会社は問題であったと事実を認め、社員に謝罪するなど、適切な対応をするべきではなかったのだろうか。

怖い。

例えば、会社のお金を横領しても、発覚後に返せば、横領の事実は無くなり、問



【保冷剤】

題などなかったという主張が管理者であれば通用すると勘違いする事例に繋がりが兼ねない。

元日の不思議

呉局では、これまで元日は年賀状を配達して業務終了しており、基本的に定形外郵便物は配達していない。

他局の話聞けば、元日も通常の8時間勤務で、年賀状の配達後、定形外の配達を行っている。

配達しないのは当然、当時の管理者の指示であった訳だが、定形外の配達を行わない理由が示されてこなかった。

帰局後、定形外郵便物の配達を行おうとした社員に対して、怒りながら帰宅を指示した管理者までいる。

根拠が示されていない定形外郵便物の配達を行わない行為が、お客様や会社の信頼を裏切る行為に該当しないのか不思議である。

職場内の変更点

直近では、保冷剤の返却場所や使用タイプが指定されるなど、変更点が多い。

ポストキーの紛失で付属したチェーンも変更されていた。

郵便物の放棄隠匿事件を受け、長靴の保管場所も変わり、書留靴は上向きか下向きかをコロコロ変える。

過去、地下でバイクが雨具に引っかけり労災事故となった為、2階に移動した雨具は、また地下へ戻された。

社員の安全確保の為、事故事例検証で、2階に移動されたのだが、対策した意味を無意味にしている。「歴史は繰り返す」の言葉通りかも知れない。

今後の予定

- 1月1日(日) 元旦ピラ配布
- 1月13日(火) 17:00~ 第4回呉支部執行委員会 支部事務所

次号は 1月 1日 予定